診療報酬等振込銀行口座情報登録に関する届出書類について

保険医療機関管理者　　様
保険調剤薬局管理者　　様
訪問看護ステーション管理者　　様
柔道整復施術機関管理者　　様

以下のいずれかに該当する場合、国保連合会への届出が必要です。

１．医療機関等の新規開設
２．医療機関コードの変更を伴う異動
３．開設者変更に伴う振込銀行口座の変更
４．振込銀行口座の変更

上記の５．以外の場合は原則国保連合会から書類を送らせていただきます。
なお、届出に必要な書類は以下の通りです。

１．振込銀行指定届
２．通帳の口座名義人がわかる表紙と裏表紙ページのコピー
３．委任状（開設者と振込口座名義人が違う場合）

※※※※※※※※※※※※※※※※※　注意事項　※※※※※※※※※※※※※※※※※

〇毎月１５日までに国保連合会に届出があった場合、翌月支払分から変更となります。
　１６日以降に届出の場合は翌々月支払分からの変更となります。
〇届出の情報が金融機関の持つ情報と一致しない場合は、届出の再提出手続きが必要となります。届出の内容を十分にご確認の上、提出していただきますようお願いいたします。
〇確実な情報登録のため、通帳のコピーは必ず添付してください。
※※※※※※※※※※※※※※※※※